

慶應義塾大学における「独占禁止法教室」の開催について

令和 4 年 4 月 7 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために、これまで全国各地の大学等において、当委員会の職員による「独占禁止法教室」を開催しています（別紙参照）。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を下記のとおり開催することとしました。

記

- 1 日 時 令和 4 年 4 月 1 4 日（木） 1 7 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0
- 2 場 所 慶應義塾大学 三田キャンパス 南校舎 4 1 2 教室
東京都港区三田 2 - 1 5 - 4 5
- 3 講 師 公正取引委員会事務総局職員
- 4 対象者 慶應義塾大学 法学部 3 年生
- 5 内 容 独占禁止法、公正取引委員会の概要等

※ 今回の独占禁止法教室では、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスク着用、手指消毒を実施の上、参加者は三密を避けて着席し、適宜教室の換気を実施いたします。

また、今回の独占禁止法教室は、感染症対策を行った上で授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には、令和 4 年 4 月 1 3 日（水）正午までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課 電話 0 3 - 3 5 8 1 - 3 6 4 9（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

独占禁止法教室のご案内

公正取引委員会では、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解していただきたいと考えております。そこで、公正取引委員会では、中学生、高校生及び大学生をそれぞれ対象として、職員を講師として派遣し、「独占禁止法教室」を開催しております。

授業内容（例）

※授業内容は、学校の御要望をお伺いした上で決定します。

大学向けの独占禁止法教室は、通常の講座（例：「独占禁止法」、「経済法」、「産業組織論」、「産業経済学」など）や外部講師による特別講座などの一コマへ、公正取引委員会の職員を派遣して開催する出前授業です。

競争法の目的や学生の将来の進路と学生が将来の進路において直面する独占禁止法上の関係について講義し、学生からの質問にお答えします。



※ 授業構成は、学校の御要望をお伺いした上、決定いたします。

※ 独占禁止法教室は、学校の御都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討いたします。

※ 講師謝金は必要ありません。

主な開催校（令和3年度）

小樽商科大学、北海学園大学、北海道教育大学、北星学園大学、青森公立大学、弘前大学、東北大学、宮城大学、国際教養大学、山形大学、福島大学、筑波大学、江戸川大学、青山学院大学、学習院大学、慶應義塾大学、駒澤大学、信州大学、成蹊大学、成城大学、中央大学、東京経済大学、東京大学、東京都立大学、一橋大学、文化学園大学、法政大学、立正大学、早稲田大学、横浜国立大学、信州大学、富山県立大学、富山大学、北陸大学、石川県立大学、金沢大学、岐阜聖徳学園大学、岐阜大学、朝日大学、静岡大学、静岡県立大学、常葉大学、中京大学、愛知学院大学、東海学園大学、愛知県立大学、愛知大学、日本福祉大学、豊橋創造大学、名城大学、名古屋工業大学、名古屋市立大学、四日市大学、同志社大学、立命館大学、京都大学、関西大学、近畿大学、関西学院大学、和歌山大学、鳥取大学、広島修道大学、福山平成大学、広島大学、下関市立大学、徳島大学、徳島文理大学、香川大学、高知大学、高知工科大学、北九州市立大学、佐賀大学、志學館大学、琉球大学など

◆ 独占禁止法教室の実績（全国）

年 度	中学校	高等学校	大 学
R元年度	57校	56校	120校
R2年度	29校	9校	96校
R3年度	34校	23校	116校

